令 和 2 年 度

西条市健全化判断比率及び
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

西 条 市 監 査 委 員

西 監 第 ６ ８ 号
令和３年８月１８日

西条市長　　玉　井　敏　久　殿

西条市監査委員　　東　元　道　明
同　　徳　増　竜　伍
同　　一　色　輝　雄

令和２年度西条市健全化判断比率及び資金不足比率にかかる
審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第２２条第１項並びに西条市監査基準第２条第１項第７号の規定により、審査に付された令和２年度西条市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和２年度　西条市健全化判断比率審査意見

第１　審査の対象

令和２年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和３年７月２８日から令和３年８月１８日まで

第３　審査の着眼点

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確に作成されているか。

第４　審査の実施内容

総務省作成の「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」により、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類と、各関係帳簿及び証拠書類とを照合調査し、計数の正確性、予算執行状況の適否について審査を行った。

第５　審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。また、その比率についてもすべて基準値内にあり、健全性を保っていると認められた。

記

（単位：％、ポイント）

健全化判断比率	令和２年度	令和元年度	増 減	早期健全化基　　準	財政再生基　　準
① 実 質 赤 字 比 率	－	－	－	11.91	20.00
②連結実質赤字比率	－	－	－	16.91	30.00
③実質公債費比率	6.5	6.4	0.1	25.0	35.0
④ 将 来 負 担 比 率	78.4	82.9	△4.5	350.0	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、各比率を「－」と表示している。

第６　審査の概要

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

当年度決算における実質赤字比率は生じていない。

算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

当年度決算における連結実質赤字比率は生じていない。

算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の３か年平均値である。

当年度決算における比率は 6.5%で、前年度に比べ 0.1 ポイント高くなっており、早期健全化基準の 25.0%と比較するとこれを下回っている。

また、地方債の発行に際し許可が必要となる基準 18.0%も下回っている。

算定式

$$\text{実質公債費比率（3 か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

④ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

当年度決算における比率は 78.4%で、前年度に比べ 4.5 ポイント低くなっており、早期健全化基準の 350.0%と比較するとこれを下回っている。

算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

令和２年度　西条市資金不足比率審査意見

第１　審査の対象

令和２年度の公営企業における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和３年７月１２日から令和３年８月１８日まで

第３　審査の着眼点

市長から提出された公営企業における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確に作成されているか。

第４　審査の実施内容

総務省作成の「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」により、資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類と、各関係帳簿及び証拠書類とを照合調査し、計数の正確性、予算執行状況の適否について審査を行った。

第５　審査の結果

審査に付された下記公営企業における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

（単位：％、ポイント）

会　計　名	資金不足比率		増減	経営健全化基準
	令和２年度	令和元年度		
簡易水道事業特別会計	－	－	－	20.0
港湾上屋事業特別会計	－	－	－	
小松地域交流事業特別会計	－	－	－	
本谷温泉事業特別会計	－	－	－	
公共下水道事業会計	－	－	－	
水道事業会計	－	－	－	
病院事業会計	－	－	－	

※　資金不足額がない場合は、資金不足比率を「－」と表示している。

第６　審査の概要

資金不足比率は、資金の不足額がある企業について、その不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示すものである。

当年度決算においては、いずれの会計も資金不足額は生じていない。

算定式

$$資金不足比率 = \frac{資金の不足額}{事業の規模}$$

【参考資料】健全化判断比率等の会計区分表

<table>
<tr><th colspan="4">会計区分</th><th colspan="5">各比率対象区分</th></tr>
<tr><td rowspan="4">一般会計等</td><td colspan="3">一般会計</td><td rowspan="4">実質赤字比率</td><td rowspan="13">連結実質赤字比率</td><td rowspan="13">実質公債比率</td><td rowspan="13">将来負担比率</td><td rowspan="13"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">一般会計に属する特別会計</td><td colspan="2">ひうち地域振興整備事業特別会計</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地開発事業特別会計</td></tr>
<tr><td colspan="2">畑地かん水事業特別会計</td></tr>
<tr><td rowspan="9">公営事業会計</td><td rowspan="4">一般会計等以外のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計</td><td colspan="2">国民健康保険特別会計</td></tr>
<tr><td colspan="2">介護保険特別会計
（介護保険事業勘定）</td></tr>
<tr><td colspan="2">介護保険特別会計
（介護サービス事業勘定）</td></tr>
<tr><td colspan="2">後期高齢者医療保険特別会計</td></tr>
<tr><td rowspan="5">公営企業会計</td><td rowspan="5">公営企業に係る会計</td><td rowspan="3">法適用</td><td>公共下水道事業会計</td></tr>
<tr><td>水道事業会計</td></tr>
<tr><td>病院事業会計</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法非適用企業</td><td>簡易水道事業特別会計</td></tr>
<tr><td>港湾上屋事業特別会計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>小松地域交流事業特別会計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>資金不足比率</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>本谷温泉事業特別会計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>